

丸亀市監査委員公表第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により執行した財政援助団体への監査結果を同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表する。

平成 21 年 9 月 25 日

丸亀市監査委員 三 谷 英 昭

丸亀市監査委員 内 田 俊 英

監査対象団体 丸亀市交通対策協議会

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 平成 20 年度に支出した「丸亀市交通対策協議会」への補助金にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 21 年 6 月 23 日から 7 月 13 日
- 4 監査執行日 平成 21 年 7 月 14 日
- 5 補助金等の概要

名 称	丸亀市交通対策協議会補助金
交付根拠	予算措置による
補助目的	丸亀市内における陸上交通の安全と円滑をはかり交通事故の絶滅を期する
交 付 額	12,300,000 円
所 管 課	生活環境部生活課

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

丸亀市交通対策協議会は、市内における交通のふくそうと交通事故の増加等の情勢にかんがみ、関係行政機関、関係民間団体と連携し、交通の円滑化及び能率化並びに交通事故の防止に関する総合的な対策を樹立し、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 事業

- ア 交通事故防止運動に関すること。
- イ 交通安全教育に関すること。
- ウ 交通安全組織の育成に関すること。
- エ 道路及び交通環境の整備に関すること。
- オ 違法駐車防止対策に関すること。
- カ 暴走族等の追放に関すること。
- キ 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するため必要なこと。

(3) 事務所所在地

丸亀市大手町二丁目 3 番 1 号 丸亀市生活環境部生活課内

(4) 構成

協議会の委員は、関係行政機関の職員、議会の議員、関係団体の役員及び学識経験者のうちから会長が委嘱する。

(5) 会議

総会、役員会、分科会

(6) 役員

会長 1 名、副会長 3 名、理事若干名、会計監事 2 名

7 監査方法

丸亀市交通対策協議会の平成 20 年度補助金にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金等に係る出納その他の事務は、補助目的に沿いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

改善すべき事項

- (1) 交通指導員に関する委託料の支出について、丸亀市交通対策協議会交通指導員委託規程では「業務に従事する場所及び勤務時間は会長が指定し、土曜、日曜、祝日、夏休み等は業務に従事しないものとする」となっているが、日曜日等に地域又は学校などから個人への依頼によって業務を行い、それに対して委託料を支払っている。これらについては、丸亀市交通対策協議会に依頼があつて、会長が指定する業務として委託料を支払うべきであるので、規程等を見直すこと。

検討すべき事項（意見）

- (1) 交通指導員との委託契約による交通安全指導については、委託への判断基準などを設け、明確にしておいていただきたい。
- (2) 丸亀市交通対策協議会からこじかクラブや母の会に補助金を支出しているが、市の被補助団体から他団体に補助することの可否について、検討していただきたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

監査対象団体 丸亀市老人クラブ連合会

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 平成 20 年度に支出した「丸亀市老人クラブ連合会」への補助金にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 21 年 6 月 23 日から 7 月 13 日
- 4 監査執行日 平成 21 年 7 月 14 日
- 5 補助金の概要

名 称	丸亀市老人クラブ連合会運営補助金
交付根拠	予算措置による
補助目的	老人クラブ連合会運営事業
交 付 額	11,737,000 円
所 管 課	健康福祉部福祉課

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

丸亀市老人クラブ連合会は老人福祉法の理念に基づき、老人クラブ育成指導と連絡調整をはかり、もって老人クラブの組織的活動を促進し、地域老人の福祉の増進を推進することを目的とする。

(2) 事業

- ア 老人福祉思想の普及
- イ 老人クラブの育成および指導
- ウ 老人クラブ相互の連絡調整
- エ 老人福祉に関する調査研究
- オ 老人の保健と福祉の増進に必要な事業
- カ その他本会の目的達成に必要と認める事業

(3) 事務所所在地

丸亀市大手町二丁目 3 番 1 号 丸亀市健康福祉部福祉課内

(4) 組織

丸亀市内の老人クラブをもって組織する。

(5) 役員

会長 1 名、副会長 4 名、理事若干名、専務理事 1 名、会計 1 名、監事 3 名、別に参与及び顧問を置くことができる。

7 監査方法

丸亀市老人クラブ連合会への平成 20 年度補助金にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、

会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金等に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

改善すべき事項

- (1) 戻し入れについては雑入として収入に計上しているが、これらは精算金と考えられることから支出の減額と捉え、負の支出として計上すること。
- (2) 平成 20 年度決算書を見ると、支出額が予算額を超えた支出となっている。これらについては、地方自治法第 210 条に規定されている総計予算主義の原則に従い、補正等の手続きを行うことにより予算確保をした上での執行とすること。
- (3) 収支決算上は各支部の会費及び各支部への助成金は計上されているが、各支部の会費を相殺した形で助成金を支給しているため、会計帳簿上に会費収入は計上されず、助成金も相殺した形で計上されている。会計処理上、収入、支出を明確にするためにも会計帳簿に会費収入及び助成金支出を明確に計上すること。

検討すべき事項（意見）

- (1) 全般に立替払いが多く見受けられるが、原則立替払いは控えることとし、一定の金額以上については、決裁を経た上で請求書により支払う方法、資金前渡により必要な資金の交付を受け精算する方法など、ルール作りについて検討していただきたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

監査対象団体 中讃勤労者福祉サービスセンター

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 平成 20 年度に支出した「中讃勤労者福祉サービスセンター」への補助金にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 21 年 6 月 23 日から 7 月 16 日
- 4 監査執行日 平成 21 年 7 月 17 日
- 5 補助金の概要

名 称	中讃勤労者福祉サービスセンター管理運営補助金
交付根拠	予算措置による
補助目的	丸亀市並びに善通寺市内の中小企業に働く勤労者及びその事業主の福利厚生を増進し、中小企業の振興、育成をはかること
交 付 額	6,000,000 円（丸亀市 4,320,000 円、善通寺市 1,680,000 円）
所 管 課	都市経済部商工観光課

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

中讃勤労者福祉サービスセンターは中小企業の勤労者、役員及び事業主等の福利厚生の向上を図り、もって雇用の安定と中讃地区中小企業の振興、発展に寄与することを目的とする。

(2) 事業

- ア 会員の福利厚生に関する事業
- イ 会員の共済給付に関する事業
- ウ その他センターの目的を達成するために必要な事業

(3) 事務所所在地

丸亀市大手町一丁目 5 番 3 号

(4) 組織

中讃勤労者福祉サービスセンターは、中讃地区の中小企業関係者及び関係商工団体並びに関係行政機関をもって組織する。

(5) 役員

理事長 1 名、副理事長 1 名、理事 15 名以内、監事 2 名

7 監査方法

中讃勤労者福祉サービスセンターへの平成 20 年度補助金にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金等に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

改善すべき事項

- (1) 旅費の支出については、商工会議所の旅費規程を適用し、一旦商工会議所から出張者に支払われた後、中讃勤労者サービスセンターから商工会議所に支払われているが、中讃勤労者福祉サービスセンターで旅費規程等を整備し、直接出張者に支払うべきである。

検討すべき事項（意見）

- (1) 旅費で他団体負担があった場合、一旦旅費を支給した後、他団体負担額を戻入しているが、他団体負担の旅費については、他団体の旅費規程に沿って支給するのが本来かと思われるので、検討していただきたい。
- (2) 丸亀市と善通寺市の会員を対象とした生活資金の貸付は、年々減ってきている状況である。会員が気軽に借りられるような状態にしておく必要があることから、利子など貸付条件を随時見直すことを検討されたい。また、貸付条件が同じで融資額が増加しないのであれば、融資枠の縮小についても検討していただきたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。